

仙台市居住安定援助計画認定事務処理要領

(令和 7 年 10 月 1 日 都市整備局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第五章に基づく居住安定援助計画認定の事務を、適切かつ円滑に処理するために、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第一号。以下「規則」という。）及び関係告示に定めるもののほか、必要な事務処理の要領を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例による。

(認定の申請)

第 3 条 法第 40 条第 1 項の居住安定援助計画の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 5 条に規定する申請書（規則別記様式第 2 号）及び同第 8 条に規定する添付書類を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請において申請者が宅地建物取引業者、住宅宿泊管理業者（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 7 項に規定する住宅宿泊管理業者をいう。）又は賃貸住宅管理業者（賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和 2 年法律第 60 号）第 2 条第 3 項に規定する賃貸住宅管理業者をいう。）である場合は、規則第 7 条第 1 号又は第 2 号に掲げる事項の記載を省略させることができる。

3 規則第 8 条第 8 号に規定する、その他市長が必要と認める書類は次に掲げるものとする。

(1) 居住安定援助賃貸住宅（以下「認定住宅」という。）の検査済証の写し（ただし、新築工事中又は認定を受けるために必要な建築確認を伴う改修工事中の場合は建築確認済証の写し）

(2) その他市長が審査のために必要と認めるもの

(認定基準、認定の通知等)

第 4 条 市長は、前条の申請に係る計画が法第 41 条各号に適合し、かつその申請者が法第 42 条第 1 項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、当該計画を認定し、法第 43 条第 1 項の規定に基づき、その旨を当該認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請に係る計画が法第 41 条各号に適合しないと認めるとき、又はその申請者が法第 42 条各号のいずれかに該当すると認めるときは、不認定通知書（様式第 1 号）によりその理由を明示して申請者に通知するものとする。

3 市長は、前条の申請に係る計画が、第 1 項の認定を決定できない理由があるときは、申請者にその理由を明示して、申請書又は添付書類の補正又は追加提出を求めることができる。

(心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出)

第 5 条 認定事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該認定事業者又はその法第 42 条第 6

号に規定する法定代理人、同条第7号に規定する役員若しくは同条第7号及び第8号に規定する使用人が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、規則第19条に規定する届出書（規則別記様式第3号）に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付して、市長に提出するものとする。

（計画の変更）

第6条 認定事業者は、法第44条の居住安定援助計画の変更をするときは、規則第22条第1項に規定する変更申請書（規則別記様式第4号）に変更が生じた添付書類を添付して市長に提出するものとする。

2 第3条第2項、第3項、及び第4条の規定は、前項の申請について準用する。

（事業の廃止）

第7条 認定事業者は、法第44条第3項に規定する計画の認定に係る事業を廃止するときは、あらかじめ規則第23条第1項に規定する届出書（規則別記様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則第23条第2項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

（地位の承継）

第8条 法第45条の承認を受けようとする者は、規則第24条に規定する申請書（規則別記様式第6号）に地位の承継の事実を証する書類及びその写しを市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、速やかに、規則第25条に規定する通知書（規則別記様式第7号）により、当該承認を受けた者に通知するものとする。

（定期報告）

第9条 認定事業者は、法第49条に基づき、前年度における第4条第1項の認定に係る事業の実施状況等について、規則第30条第2項に規定する報告書（規則別記様式第8号）により、市長に報告するものとする。

（専用賃貸住宅の目的外使用の承認の申請）

第10条 法第50条第1項の承認を受けようとする者は、規則第32条に規定する申請書（規則別記様式第9号）により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、速やかに当該承認を受けた者に通知するものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第11条 市長は、法第54条に基づき、認定事業者又は認定事業者から認定住宅の管理を委託された者（以下この項において「管理受託者」という。）に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、認定事業者若しくは管理受託者の事務所若しくは営業所若しくは認定住宅に立ち入り、その業務

の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している認定住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得るものとする。
- 3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(改善命令)

第12条 市長は、認定事業者が法第46条から第48条までの規定に違反し、又は規則第35条で定める事項を遵守していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(計画の認定の取り消し)

第13条 市長は、法第56条第1項又は第2項の規定により法第44条第3項に規定する計画の認定を取り消したときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、取消通知書（様式第2号）により当該認定事業者であった者に通知するものとする。

(申請の方法)

第14条 この要領に定める申請、届出、通知及び報告は、書面又は居住サポート住宅情報提供システム事務局が運営する居住サポート住宅情報提供システムによって行うものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、居住安定援助計画の認定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

本要領は、令和7年10月1日から実施する。